

生きがいをもって  
毎日をいきいきと

# 高齢者支援ガイド



総 社 市  
保健福祉部長寿介護課

令和4年4月

# も く じ

◆ 地域包括支援センター	2
◆ 重度要介護者介護用品等引換クーポン券の交付	3
◆ 家族介護慰労金の支給	5
◆ 総社市高齢者等住宅手すり設置・段差解消支援助成事業	6
◆ 住宅改造費の助成	7
◆ 緊急通報装置の貸与	8
◆ 給食サービス	9
◆ いきいきチケット	10
◆ 高齢者ショートステイ事業	11
◆ 認知症カフェ設立補助事業	12
◆ 総社市認知症見守りGPS購入費等助成事業	13
◆ SOS(そうじゃおかえりサポート)システム	14
◆ 成年後見制度利用支援	15
◆ 日常生活自立支援事業	16
◆ そうじゃ60歳からの人生設計所	17
◆ ふれあいサロンの開催経費の助成	18
◆ 総社市生活支援にここをサポート事業	19
◆ 総社介護者の会	20
◆ ひとり暮らし高齢者の会(松寿会)	21
◆ 総社市老人クラブ連合会(いきいきシニア総社)	22
◆ 社会参加活動	22
◆ 関係機関一覧	23

# 地域包括支援センター

高齢者に関する保健・福祉サービスについてのご相談は、お住まいの地区を担当する地域包括支援センターにお問い合わせください。

各種サービスについてのご説明はもちろん、申請・手続きのお手伝いもしています。

	地域包括支援センター名 所在地	電話 (FAX)	地区	対象住所
★1	中央部北地域包括支援センター 中央二丁目2番17号	94-5577 (94-5579)	総社	駅前1丁目, 中央2・3丁目, 総社1丁目, 泉, 小寺, 門田, 井尻野 中央4丁目, 総社2丁目, 総社, 刑部, 福井の一部
			池田	槇谷, 見延, 中央
★2	中央部南地域包括支援センター 清音三因1074番地1 (グリーンアントリバーホーム内)	92-7888 (90-4165)	常盤	駅前2丁目, 中央1・5・6丁目, 溝口, 真壁, 中原, 三輪, 駅南1・2丁目
			清音	清音黒田, 清音古地, 清音上中島, 清音柿木, 清音軽部, 清音三因
★3	東部南地域包括支援センター 地頭片山150番地 (山手福祉センター内)	90-0201 (92-8022)	三須	三須, 上林, 下林, 赤浜
			山手	西郡, 地頭片山, 岡谷, 西坂台, 宿
★4	東部北地域包括支援センター 久米48番地1 (三清荘内)	92-6987 (92-6988)	総社	井手, 総社3丁目 中央4丁目, 総社2丁目, 総社, 刑部, 福井の一部
			服部	金井戸, 南溝手, 北溝手, 窪木, 長良
			阿曾	東阿曾, 西阿曾, 奥坂, 久米, 黒尾
★5	西部地域包括支援センター 秦330番地1 (結いのさと愛家里内)	96-9066 (96-9030)	秦	秦, 福谷
			神在	上原, 富原, 八代, 下原
			久代	久代
			山田	山田
★6	北部地域包括支援センター 原2267 (総社市清梁園内)	99-1943 (99-1944)	日美	美袋, 日羽
			下倉	下倉
			水内	原, 影, 中尾
			富山	種井, 延原, 宇山, 稿

# 重度要介護者介護用品等 引換クーポン券の交付

重度要介護者を在宅で介護されている方の経済的負担を軽減するために、介護用品等と引き換えることができるクーポン券を交付します。

## 利用できる方

本市に住所を有し、次の①～③のすべてに該当する介護者

- ①65歳以上の重度要介護者（下表参照）を、市内の自宅で6か月以上、常時介護している方（生計を一にする世帯の世帯員）
- ②介護保険料を滞納していない方（介護者、重度要介護者ともに）
- ③介護者が重度要介護者に該当していない方

ただし、重度要介護者が介護保険施設等に入所、病院に入院している方は、対象外です。

## 交付額

世帯全員の市民税課税区分	認知症と診断された要介護3	要介護4・5
市民税課税世帯	月額6,000円	月額6,000円
市民税非課税世帯	月額7,000円	月額11,000円

## 交付方法

1枚1,000円のクーポン券を4月（4月～6月分）、7月（7月～9月分）、10月（10月～12月分）、1月（1月～3月分）に交付します。

クーポン券は、申請日の含まれる月の翌月（申請日が月の初日の場合は申請日の含まれる月）から交付します。

## 対象介護用品等

### ①おむつ用品

紙おむつ（尿取りパッドを含む）、失禁パンツ、おしりふき、使い捨て手袋、防水シート

### ②スキンケア用品

清拭剤、ドライシャンプー

### ③口腔ケア用品

歯ブラシ、歯磨剤、入れ歯洗浄剤、口腔ケアスポンジ

### ④理容師による理容

自宅または店舗で行う重度要介護者の頭髪の刈込及び顔そり

## 利用方法

市が指定した市内の店舗で、対象のおむつ用品、スキンケア用品、口腔ケア用品を購入するときや、店舗での理容や訪問理容を受けるときに利用することができます。

1回の利用につき、使用できる枚数に制限はありません。

利用金額がクーポン券の合計額を超えた場合、不足分は、利用した店舗に現金で支払ってください。おつりは出ません。

クーポン券を利用できる「登録店舗一覧表」は、クーポン券を送付する際に同封します。

## その他

要介護3と認定された認知症の高齢者を介護している場合は、申請書に医師の診断書の添付が必要です。

毎年6月と2月に現況届の提出が必要です。

# 家族介護慰労金の支給

重度要介護者を在宅で介護されている方の身体的、精神的及び経済的負担を軽減するために支給します。

## 利用できる方

介護保険制度において、「要介護4」または「要介護5」と認定された高齢者(相当するものを含む)を自宅で介護しており、要介護者が過去1年間介護保険サービスを受けなかった市民税非課税世帯の方

## 支給金額

年額 100,000円



# 総社市高齢者等住宅 手すり設置・段差解消支援助成事業

高齢者が住んでいる住宅に手すり設置等の改修をされる場合に、費用の一部を助成します。

## 利用できる方

本市に住所を有し、市税を完納している65歳以上の方で、「要介護」又は「要支援」を受けていない方

## 助成対象工事

日常生活上の動線における工事であって、次に掲げるもの。

- ① 手すり，踏み台，階段，スロープの設置
- ② 敷居の撤去
- ③ ①②の改修に附帯する工事

※市内建築業者が助成対象工事の施工者であること。

## 助成額

助成対象工事に要する費用の2分の1以内の額で、10万円を限度とします。

ただし、1人につき1回限りの助成となります。

## 提出書類

申請書に工事前・工事予定図面，工事見積書，家主の承諾書（住宅の所有者が申請者ではない場合）の添付が必要です。

工事着手前に申請してください。

# 住宅改造費の助成

家庭におられる高齢者の方が暮らしやすく、また、介護者の負担も軽減できるよう住宅環境を改善するための改造にかかる費用の一部を助成します。

ただし、改造前に住宅改修指導を受けることが必要です。

## 利用できる方

介護保険制度において「要支援」または「要介護」と認定され、肢体不自由等により日常生活を営むうえで支障がある65歳以上の方。ただし、介護保険料が第6段階～10段階の方は利用できません。

## 助成対象箇所

居住用住宅の浴室、便所、洗面所、玄関、廊下、階段、台所、居室  
※介護保険における住宅改修費の対象部分を支給の対象とします。

## 助成額

対象箇所の工事に要する費用の3分の2以内の額で、33万3千円を限度とします。

ただし、原則として同一住宅は、1回限りの助成となります。

## 申請方法

申請書に住宅改造工事計画書（整備前・整備予定図面を含む）、工事見積書、借家の場合は家主の承諾書、整備前写真などの添付が必要です。



# 緊急通報装置の貸与

家庭での事故，災害や急病の時に，緊急ボタンかペンダント等を押すと，市と契約している会社から消防署（救急車）や地域の協力員などに連絡します。

## 利用できる方

- ① 75歳以上のひとり暮らしの方
- ② 85歳以上高齢者のみの世帯に属する方

## その他

緊急時に迅速に利用者宅へ出向き，状況等を確認し，必要な措置をとることができる協力員を3人以上確保していただきます。

## 利用料金

無料。（ただし，故意にき損・紛失された場合，費用を負担していただくことがあります。）



# 給食サービス事業

高齢者の方の食生活の安定及び改善，健康の保持及び増進を図るとともに，安否確認及び孤独感の解消等のために，弁当事業者等が夕食の弁当を配達します。

## 実施内容

週5回（月曜日～金曜日）のうち，必要な曜日の夕食を配食します。  
（週1回でも利用できます。）

## 利用できる方

65歳以上でひとり暮らしの方及び65歳以上の方のみの世帯に属する方等で食事の調理が困難な方。

利用を開始する場合には，地域包括支援センターが訪問させていただきます。

## 利用料金・支払い方法

料金：配達される弁当の種類によって異なります。

支払い方法：料金の支払い方法は，現金・口座振替など，弁当事業者によって異なります。



# いきいきチケットの交付

介護タクシー・福祉タクシー・福祉有償運送で利用できるチケットを交付します。

## 利用できる方

市内に住所を有し、かつ在宅で雪舟くん(総社市新生活交通)が利用できない方のうち、

- ①介護保険の要介護・要支援と認定された方
- ②介護予防・生活支援サービス事業対象者
- ③身体障がい者
- ④その他肢体不自由、内部障がい、知的障がい、精神障がい、その他の障がいにより、単独での移動や公共交通機関を利用することが困難な方

(③又は④のみに該当する方は、福祉課障がい福祉係へご相談ください。)

## 交付枚数

一人あたり1年間に100円券100枚を限度  
(10～3月に申請された場合は50枚)

※利用できる輸送機関は、総社市と契約した事業所に限定されます。

# 高齢者ショートステイ事業

一時的に在宅での生活が困難と認められた場合、次の施設を利用していただけます。

## 利用できる施設

総社市清梁園（総社市原2267）

## 利用できる方

おおむね65歳以上の方で、介護保険制度において「要支援」または「要介護」と認定されていない方、及び疾病などにより入院治療を要しない方、並びに伝染疾患のない方

## 利用期間

原則連続7日以内

## 利用料金

1日あたり1,820円（ただし、生活保護世帯は無料）

# 認知症カフェ設立補助事業

認知症カフェを設立する団体又は個人に対し、設立補助金を交付することで、地域住民、専門職等の誰もが気軽に集うことができる認知症カフェの設営を支援します。

## 助成対象団体等

- ①市内に事業所、又は住所を有するもの
- ②年度内に新たに認知症カフェを設置するもの、又は既に設置し、かつ活動実績があるもの

## 助成対象事業

- ①市内に居住する認知症の人及びその家族を対象とし、地域住民も参加できること
- ②市内で実施し、実施場所は10人以上が活動できるスペースであること
- ③2か月に1回以上開催し、1回当たりの開催時間は概ね2時間以上であること
- ④運営スタッフは3人以上とすること
- ⑤継続して実施できる見込みがあること(3年以上)

## 助成金額

1団体あたり10万円を限度とし、設立初年度に必要とされる経費を助成します。(ただし、助成は1団体につき1か所まで。)

# 総社市認知症見守りGPS 購入費等助成事業

認知症高齢者等の徘徊による事故を未然に防止し安全を確保するため、GPS機器の購入費等を助成します。

## 利用できる方

市内に住所を有し、下記のいずれかに該当する方を在宅で介護している同居のご家族

- ① 65歳以上であって認知症による徘徊が認められるもの
- ② 40歳以上65歳未満であって「要支援」または「要介護」と認定された方で、認知症による徘徊が認められるもの

## 助成対象経費

GPS機器の購入又は貸借に係る次に掲げる費用

- ① GPS機器本体及び付属機器(充電器, バッテリーなど)の購入代金
- ② ①の機器の購入時に併せて購入する附帯機器(専用ケアシューズなど)の購入代金
- ③ ①②に規定する機器を賃借する場合における, 契約に必要となる加入手数料及び登録手数料

※ただし、助成は徘徊高齢者等1人につき1回限り。

## 助成額

上限3万円

## 提出書類

申請書に見積書の添付が必要です。  
購入又は契約前に申請してください。

# SOS(そうじゃおかえりサポート)システム

認知症の方が、行方不明になった場合に、「そうじゃメールマガジン」に協力登録している方にメールを一斉送信し、可能な範囲で検索にご協力いただき、早期発見・早期保護につなげる仕組みです。

## 本人登録の対象者

市内に住所を有し、認知症等で、行方不明になる恐れのある方  
(過去に、検索などの経験のある方は、ぜひ登録ください。)

## 提出書類

登録申請書に直近の本人写真(顔・全身)2枚の添付が必要です。

## 登録完了後

- ・行方不明になった時、総社警察署に検索願を提出後、SOSメールの配信が可能です。
- ・認知症支援お守りシール(QRコード付き) 衣類用シール20枚・蓄光シール10枚を配布します。

## 「そうじゃメールマガジン」受信登録方法

そうじゃメールマガジン内「認知症支援」をチェック！  
是非ご登録ください。



# 成年後見制度利用支援事業

認知症等で判断能力が不十分な方で、成年後見制度の利用に当たり、費用負担が困難な方に対し支援します。

## 利用できる方

生活保護法に規定する被保護者又は要保護者で、

- ①市内に住所を有し、他市町村から住所地特例を受けていない方
- ②本市の住所地特例を受けている方

## 助成額

- 1 後見開始等審判の申立費用  
収入印紙代, 郵便切手代, 診断書料等 20,000円以内  
鑑定費用 50,000円以内
- 2 後見人等の報酬  
在宅の方 月額28,000円以内  
施設等に入所している方 月額18,000円以内





# 日常生活自立支援事業

福祉サービスを利用する際のさまざまな手続きや契約，利用に伴う料金の支払や手続き，生活に必要な預貯金の出し入れ，年金や預金通帳など大切な書類の保管などを支援します。

## サービスの内容

- ・福祉サービスの利用手続きについてのお手伝い
- ・お金の出し入れについてのお手伝い
- ・大切な書類等の預かりについてのお手伝い

## 利用できる人

契約などの判断に不安がある方で，本サービスを利用する意思があり，かつ理解できる人

## 利用料

生活支援員が訪問してお手伝いするサービスを利用する場合  
1,100円(最初の1時間)＋交通費

書類を預かるサービスを利用する場合  
1年間5,000円(実費400円×12か月と事務手数料200円)

## お問い合わせ

総社市社会福祉協議会 地域福祉課 (92-8552)

# そうじゃ60歳からの人生設計所

地域・社会参加活動や就業を希望される高齢者がいつまでも生きがいをもって元気に安心して暮らせるための相談や情報提供を行います。

## サービスの内容

地域・社会参加活動，業務内容，就労時間，雇用形態など一人ひとりにあった働き方をハローワークやシルバー人材センターなどの関係機関とも連携しながらマッチングします。

## 利用できる人

まだまだ働きたい，社会や地域に貢献したいとお考えで，総社市にお住いの55歳以上の人

## 利用料

相談は無料

## お問い合わせ



そうじゃ60歳からの人生設計所(92-8586)  
(総社市社会福祉協議会内)

〈運営体制変更について〉

令和2年度から、「そうじゃ60歳からの人生設計所」はシルバー人材センターが運営します。当面の間，相談支援員は従来通り社協内に配置しますので，相談は今まで通りお受けします。

# ふれあいサロン 開催経費の助成

高齢者等の健康や生きがいづくりを進め、地域の保健・福祉のコミュニティづくりを目的に、公会堂、集会所等を単位として、茶話会や健康体操等、地域の集いの場として開催する団体に開催経費の一部を助成します。

## 助成対象事業

- ①健康教室，健康講座，高齢者のつどい，三世代交流のつどい等，健康の増進，福祉の向上，世代間の交流等を通じて福祉コミュニティづくりを目的とした，高齢者の参加する事業
- ②1回概ね5人以上の参加で，年6回以上実施する事業

## 助成金額

1団体当たり年間24,000円を限度とし、実際に必要とした経費を助成します。(1回あたり2,000円)

## お問い合わせ

総社市社会福祉協議会 地域福祉課 (92-8552)

# 総社市生活支援 にこにこサポート事業

高齢者(要支援者など)が日常生活の中で、「ちょっと困っていること」や「誰かといっしょならできること…」など、『豊かな自立した生活』をお手伝いする住民主体の生活支援サービスです。

この活動を通じて「笑顔」でつながる地域の支え合い活動をめざします。

## サービスの内容

- ①掃除(お部屋やお風呂, トイレの掃除など)
- ②簡単な家事(調理の補助や季節衣類等の出し入れなど)
- ③買い物(代行や同行)
- ④外出時の付き添い(地域の集いの場など)
- ⑤その他(自立した生活を支えるために必要なお手伝い)

## 利用できる人

- ・介護保険の要支援1・2と認定された方
- ・介護予防・生活支援サービス事業対象者

## 利用料

- ◇1時間までのサポートをご利用の場合 500円
- ◇30分までのサポートをご利用の場合 300円
- ※利用時間は、原則、1時間単位を基本とする
- ※年末年始(12/29~1/3), 土日・祝日は除く

## お問い合わせ

総社市生活支援 にこにこサポーター連絡会事務局 (92-8552)  
(総社市社会福祉協議会 地域福祉課内)

# 総社介護者の会

在宅で寝たきりの人や身体に障がいのある人の介護者が集い、介護体験から生まれたお互いの知恵を持ち寄り、気軽に話し合い相談し合える場、情報交換ができる場を設け、親睦を図ると共に、介護しながら少しでも明るく充実した生活ができることを目的とした当事者組織です。

## 活動内容

会員相互の情報交換、親睦  
介護疲れ解消のためのリフレッシュ旅行  
介護福祉サービス等の情報交換  
介護者だよりの発行、講演会、研修会など、年6回程度活動

## 参加できる人

現在、介護をされている人  
介護体験のある人  
目的に賛同いただける人

## 年会費

年会費1,000円(入会は随時、受付けています。)

## お問い合わせ

総社介護者の会事務局 (92-8552)  
(総社市社会福祉協議会 地域福祉課内)

# ひとり暮らし高齢者の会 (松寿会)

65歳以上で、ひとり暮らしの人が、相互に助け合い、親睦を深め、健康で生きがいのある、明るく充実した人生を送ることを目的に活動しています。

## 活動内容

七夕交流会、講演会、移動研修、クリスマス会、節分交流会等

## 参加できる人

65歳以上でひとり暮らしの人

## 年会費

年会費1,000円

## お問い合わせ

松寿会事務局 (92-8552)  
(総社市社会福祉協議会 地域福祉課内)

# いきいきシニア総社（総社市老人クラブ連合会）

高齢者自身が生きがいと健康づくりに努め、ボランティア活動等を行うことにより高齢者の生活を楽しく豊かなものにし、豊かな地域社会づくりに寄与することを目指して活動しています。

## 活動内容

友愛訪問活動、健康増進活動、奉仕活動、交通安全推進活動、女性委員会活動等

## 参加できる人

概ね60歳以上の人

## お問い合わせ

いきいきシニア総社（総社市老人クラブ連合会）事務局（92-8552）  
（総社市社会福祉協議会 地域福祉課内）

---

## 社会参加活動

高齢者の方の健康増進や生きがい及び親睦を深めるために、グラウンドゴルフ大会を開催しています。

### 総社市長杯グラウンドゴルフ大会

市内に居住、通勤する高齢者を対象として、年2回開催しています。

# 関係機関一覧

名 称	役 割	連絡先
民生委員 ・主任児童委員	住民の方々が安心して暮らしていくために、あらゆる困り事に対して、地域のよき相談役として活動しています。主任児童委員は、特に子育てや児童をめぐる相談が主となります。	総社市福祉課 福祉総務係 92-8264
人権擁護委員	国民に保障されている基本的人権を守るため、住民のより身近な相談役として活動しています。	総社市人権・まちづくり課 92-8253
愛育委員	いきいきとした健康な地域を目指し、乳児から高齢者までの健康づくりの支援をします。	総社市健康医療課 健康増進係 92-8259
栄養委員	健康な地域を目指し、食生活の観点から乳児から地域の健康づくりの支援をします。	
婦人協議会	子どもから高齢者が、住みよい地域をつくるため、男女共同参画社会の推進、環境問題、子育て支援、高齢者の生きがいづくり等の活動をしています。	総社市教育委員会 生涯学習課 92-8362
福祉委員	地域での福祉問題などの情報を把握し、民生委員・児童委員や関係機関と連携し、地域福祉活動を推進しています。	総社市社会福祉協議会 地域福祉課 92-8552

名 称	連絡先(電話)	FAX
備中保健所 保健課 心の保健福祉班	086-434-7057	086-425-1941
備中保健所 健康福祉課 長寿社会班	086-434-7022	086-427-5304
総社警察署	94-0110	94-0110
総社市健康医療課 健康増進係	92-8259	92-8385
総社市長寿介護課 地域ケア推進係	92-8373	
総社市交通政策課	92-8249	92-9479
総社市教育委員会 生涯学習課	92-8362	92-8397
総社市社会福祉協議会 地域福祉課	92-8552	94-0089
総社市社会福祉協議会 相談支援課	92-8374	92-8284
そうじゃ60歳からの人生設計所	92-8586	94-0089